第四条に次の三項を加える。

16　監査の対象となつた財務諸表等が指定国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）に準拠して作成されている場合には、第四条第一項第一号ニ並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載するものとする。

一　指定国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。次号において同じ。）と同一である場合　国際会計基準

二　指定国際会計基準と異なる場合　指定国際会計基準

17　前項の規定は、中間監査の対象となつた中間財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項第一号ニ並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第四条第一項第二号ハ並びに第八項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる中間財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

18　第十六項の規定は、四半期レビューの対象となつた四半期財務諸表等が指定国際会計基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第四条第一項第一号ニ並びに第五項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」とあるのは、「第四条第一項第三号ハ及び第十三項に規定する一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表等の作成基準」と読み替えるものとする。

第一号様式第二部1中

その他		
計		

を

その他		
小計		
審査担当者		
合計		

に改め、同様式記載上の注意(7)中dをeとし、cをdとし、bの次に次のように加える。

c　「従事者の内訳」中「審査担当者」には、監査証明業務に係る審査を行う者の人数及び従事日数又は時間数を記載すること。

第二号様式第二部1中

その他		
計		

を

その他		
小計		
審査担当者		
合計		

に改める。

第四号様式第二部1中

その他		
計		

を

その他		
小計		
審査担当者		
合計		

に改める。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第九条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十八条中「第一条の二第一号ニ」を「第一条の二第一項第一号ニ」に、「同条」を「同条第一項」に改める。

第二十一条第一項中「第一条の二」を「第一条の二第一項」に改める。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第十条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形二記載上の注意1(7)中「第5項まで」を「第3項まで」に改める。

（銀行法施行規則の一部改正）

第十一条　銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第1号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第1号の2第2記載上の注意1(7)、別紙様式第2号第2記載上の注意1(7)及び別紙様式第2号の2第2記載上の注意1(7)中「第8条の7第6項」を「第8条の7第4項」に改める。

別紙様式第3号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第3号の2第2記載上の注意1(7)、別紙様式第4号第2記載上の注意1(7)、別紙様式第4号の2第2記載上の注意1(7)及び別紙様式第5号の2第2の2記載上の注意1(6)中「第5項まで」を「第3項まで」に改める。